

個人情報及び特定個人情報を取り扱う事務の委託基準

1 趣旨

この基準は、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号。以下「条例」という。）第10条に基づき、実施機関が、個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を含む。）を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を実施機関以外のものに委託する場合の、当該委託に係る契約における、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにするために、必要な事項を定めるものである。

2 基準の対象となる委託

この基準の対象となる委託は、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する契約のすべてをいう。したがって、ここでいうところの委託は、一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕及び翻訳等の契約並びに公の施設の管理及び使用料の収納の委託等の公法上の契約を含むものとする。（必ずしも歳出科目の委託料と一致するものではない。）ただし、県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合（事務の委託の規定：地方自治法第252条の14から同条の16まで）は含まれない。

3 委託に当たっての留意事項

個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、次の事項に留意すること。

- (1) 委託先の選定に当たっては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」（以下「個人情報取扱特記事項」という。）を遵守できるものを選定すること。
- (2) 入札の方法による契約の場合は入札の前に、随意契約による場合は見積書を徴するときに、契約内容に個人情報保護に関する事項があること及び条例第52条、第53条に委託業務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることを相手方に周知すること。
- (3) 委託事務を処理させるために、委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的の範囲内で必要最小限のものとする。
- (4) 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下、「個人番号取扱事務」という。）を委託する場合には、委託の取扱いについて「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関・地方公共団体編）（平成26年12月18日個人情報保護委員会）」で地方公共団体に求められている措置を講じること。この場合の委託先の選定に当たっては、個人情報取扱特記事項に加えて、別記「特定個人情報等の取扱いに係る特記事項」（以下「特定個人情報等取扱特記事項」という。）を遵守できるものを選定すること。

4 契約に当たっての措置

- (1) 個人情報取扱事務の委託に係る契約に当たっては、契約書に受託者が個人情報取扱特記事項に掲げる内容を遵守する旨を記載するものとする。ただし、契約書本文中に個人情報取扱特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。
なお、契約書の作成を省略できる場合の契約であっても、個人情報取扱特記事項を受託者に契約事項として交付するものとする。
- (2) 個人番号取扱事務の委託にあたっては、委託先に上記3（4）に記載の必要な措置を遵守させるために契約の締結を確実にすること。その際、個人情報取扱特記事項に加え、特定個人情報等取扱特記事項に掲げる内容を遵守する旨を記載するものとする。

契約書記載例

(個人情報の保護)

第〇条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(特定個人情報の保護)

第〇条 乙は、この契約による業務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、別記「特定個人情報等の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

* 乙は契約の受託者

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に

指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

- * 「甲」は実施機関、「乙」は受託者を指す。
- * 委託事務の実態に即して、適宜、必要な事項の追加及び不要な事項の省略等を行うこととする。

特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

第1条（特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守）

乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、島根県（以下「甲」という。）の定める個人情報保護条例、特定個人情報等の取扱いに関する基本方針及び管理規程、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策実施手順書に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

第2条（責任体制の整備）

乙は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3条（作業責任者等の届出）

- 1 乙は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 4 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4条（取扱区域の特定）

- 1 乙は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

第5条（教育の実施）

- 1 乙は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立

しなければならない。

第6条（守秘義務）

- 1 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第7条（再委託）

- 1 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
 - （1）再委託の相手方の名称
 - （2）再委託が必要な理由
 - （3）再委託を行う業務の内容
 - （4）再委託の相手方において取り扱う特定個人情報
 - （5）再委託の相手方に求める特定個人情報の安全管理措置の内容
 - （6）再委託の相手方の監督方法
- 3 再委託を行う場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託（以下「再々委託」という。）する必要がある場合は、第2項の規定を準用するものとする。
- 7 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行うときであっても、甲に対して特定個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

第8条（収集の制限）

乙は、この契約による業務を行うために特定個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第9条（派遣労働者等の利用時の措置）

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 10 条（特定個人情報等の管理）

乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

- （1） 個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- （2） 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- （3） 作業責任者及び作業従事者の監督・教育を行うこと。
- （4） 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- （5） アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第 11 条（提供された特定個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

第 12 条（受渡し）

乙は、甲乙間の特定個人情報等の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に特定個人情報等の預り証（受け渡し日時、担当者、場所、受け渡し手段を記した書面）を提出しなければならない。

第 13 条（特定個人情報等の返還、廃棄又は消去）

- 1 乙は、本委託業務が終了したとき又は契約を解除されたときは、本委託業務において利用する特定個人情報等について、甲の指定した方法により、返還、廃棄又は消去を実施しなければならない。
- 2 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日）を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第 14 条（定期報告及び緊急時報告）

- 1 乙は、甲から、特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第 15 条（監査及び調査検査）

- 1 甲は、本委託業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は調査検査を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査又は調査に協力しなければならない。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

第 16 条（漏えい等事案が発生した場合の対応）

- 1 乙は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 17 条（契約解除）

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 18 条（損害賠償）

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

* 「甲」は実施機関、「乙」は受託者を指す。

* 委託事務の実態に即して、適宜、必要な事項の追加及び不要な事項の省略等を行うこととする。

[参考]

契約上の措置例（類型別）

- ・ 別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」の各規定を、委託契約の類型ごとにまとめたものです。
- ・ この類型はあくまで参考ですので、委託契約の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除する等をして契約書等を作成してください。

類型1 実施機関が保有する個人情報を受託者に引き渡して委託事務を行わせる場合。

類型2 実施機関が保有する個人情報は受託者に引き渡さないが、委託事務の性格上、受託者において個人情報を取り扱うこととなる場合。

類型3 公の施設の管理及び使用料の収納の委託等の契約に伴って、当該施設等の利用者の個人情報の取扱いが生じる場合。

措置項目	類型1	類型2	類型3
① 基本的事項	○	○	○
② 秘密の保持	○	○	○
③ 収集の制限	—	○	○
④ 目的外利用及び提供の禁止	○	○	○
⑤ 適正管理	○	○	○
⑥ 第三者への委託等の禁止	○	○	○
⑦ 第三者への委託等の準用	○	○	○
⑧ 業務従事者への周知	○	○	○
⑨ 複写又は複製の禁止	○	—	—
⑩ 資料等の返還	○	—	—
⑪ 資料等の廃棄	—	○	○
⑫ 調査	○	○	○
⑬ 事故報告	○	○	○
⑭ 指示	○	○	○

* ○：該当する